

議案第 6 9 号

関市温泉施設条例の一部改正について

関市温泉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

関市温泉施設の使用料を改定するため、この条例を定めようとする。

関市温泉施設条例の一部を改正する条例

関市温泉施設条例（平成１７年関市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表その１の表大人（１２歳以上）の項中「６００」を「８００」に、「７００」を「９００」に、「６，５００」を「８，７００」に改め、同表小人（６歳以上１２歳未満）の項中「３００」を「４００」に、「３，０００」を「４，０００」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の日前に使用料を納入した回数券を使用して同日以後に関市温泉施設を使用する者に係る使用料については、改正後の別表その１の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。